



▲濱邊長榮さん

100歳

ご長寿おめでとうございます

濱邊 長榮さん

1924年(大正13年)1月生まれ

大塚 トクさん

1924年(大正13年)2月生まれ



いつまでもお元気でお過ごしください

図書を寄贈していただきました

滋賀県遊技業協同組合様



▲滋賀県遊技業協同組合
支部長代理 中村さん(右)

◀児童が読書に親しみ図書を使って情報活用能力を身につけてほしいと、滋賀県遊技業協同組合甲賀支部長様から市内各小学校にさまざまな図書を寄贈いただきました。

▶東京パラリンピック馬術競技に出場された湖南省在住の宮路満英さんからは自身の軌跡を描いた本を湖南省の小中学校ならびに図書館へ寄贈いただきました。宮路さんは「子どもたちにあきらめない心を持ち続けてほしい」とメッセージを贈ってくださいました。

宮路満英さん

「やってみたらええやん パラ馬術に挑んだ二人」
和田章郎/著



▲宮路満英さん(中央)、裕美子さん(左)

「割安になる」「特典が付く」などでお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻されない場合があります。回数券の利用方法・払戻しなどについては各事業者が決めたルールに従うこととなります。事例の場合、回数券の裏面に「一切返金いたしかねます」と書かれています。痛みが出ている状態で施術を続けることはできないので、事情を説明して事業者と交渉することになります。

近所で見つけた整体院に行ったら。施術後に割安な回数券を勧められた。施術が気に入って続けた。思ったよりお得だと思っていた。現金払いで購入した。ところが揉み返しが何日も続き苦痛になった。通えそうにないので未使用の回数券の払い戻しを求めたが拒否された。

消費者
悩みの相談室

未使用の回数券の払い戻しを拒否された

リスクを考えると慎重に購入を

には、法的な資格制度があり、国家資格を有する人しか行うことができない施術もあります。が「整体」「カイロプラクティック」などについては法的な制度がないため、施術内容は事業者によりさまざまです。健康状態や引越越しなど先々通うことが困難になることもあり、また店舗が突然閉店したり、倒産したりして連絡がとれなくなった場合は、払い戻しを求めることが非常に困難になります。そして、店舗での購入には特定商取引法上の「クーリング・オフ制度の適用」はありませんので慎重に判断しましょう。

期間内に使いきれぬかどうか、購入する前によく考えることが大切です。

消費生活センター(東庁舎)

TEL 71-2360
FAX 72-3788